

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等に対する行政処分について

令和 8 年 7 月 2 4 日
健幸保健部保健所医務薬務課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者である株式会社ぶれいぶに対し、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 4 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 4 号の規定に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法 人 名	株式会社ぶれいぶ
代 表 者 名	代表取締役 幕田健一
所 在 地	旭川市 7 条通 1 6 丁目 7 7 番地 2 5

(2) 事業所

事 業 所 名	訪問看護ステーション介援隊
所 在 地	旭川市神楽岡 2 条 4 丁目 3 番 9 号
サービス種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
指 定 年 月 日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日

3 処分内容

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止
（令和 8 年 8 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までの 3 か月間、新規利用者の受入の停止）

4 処分の原因となる事実

(1) 運営基準違反

令和 4 年 1 2 月に看護師等の勤務体制の確保に関し勧告を受けていたにもかかわらず、少なくとも令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月までの 1 1 月において、看護師等の勤務の体制を定めていなかった。（介護保険法第 7 7 条第 1 項第 4 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 4 号該当）